

「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

特別職の給与改定 【平成29年12月期から改定】

＜市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員＞

年間3.25月分 → **3.30月分**（0.05月分引上げ）

特別職	現行	改定後	
	29年度	29年度	30年度以降
6月 期末手当	1.55月	1.55月	1.575月
12月 期末手当	1.70月	1.75月	1.725月
年間合計	3.25月	3.30月	3.30月

※ 平成29年12月の増額分は、条例改正後に支給

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条 (公布の日施行)	現 行	改 正 後
(給与等の支給方法)	(給与等の支給方法)	(給与等の支給方法)
第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

第2条 (平成30年4月1日施行)	現 行	改 正 後
(給与等の支給方法)	(給与等の支給方法)	(給与等の支給方法)
第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

＜荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第3条（公布の日施行）

現	行	改正	後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

第4条（平成30年4月1日施行）

現	行	改正	後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

＜荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第5条（公布の日施行）

現	行	改正	後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

第6条（平成30年4月1日施行）

現	行	改正	後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

第8条 (平成30年4月1日施行)

現	行	改	正	後
(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(期末手当) 第6条 略	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

「荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の概要

一般職の給与改定

① 月例給【平成29年4月から遡及適用】

給料表を400円～1,000円引上げ

② 賞与【平成29年12月期から改定】

一般職員 年間4.30月分 → 4.40月分(0.10月分引上げ)

再任用職員 年間2.25月分 → 2.30月分(0.05月分引上げ)

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	29年度	29年度	30年度以降
6月 期末手当	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕
勤勉手当	0.85月〔1.05月〕	0.85月〔1.05月〕	0.90月〔1.10月〕
12月 期末手当	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕
勤勉手当	0.85月〔1.05月〕	0.95月〔1.15月〕	0.90月〔1.10月〕
年間合計	4.30月〔4.30月〕	4.40月〔4.40月〕	4.40月〔4.40月〕

再任用職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	29年度	29年度	30年度以降
6月 期末手当	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕
勤勉手当	0.40月〔0.50月〕	0.40月〔0.50月〕	0.425月〔0.525月〕
12月 期末手当	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕
勤勉手当	0.40月〔0.50月〕	0.45月〔0.55月〕	0.425月〔0.525月〕
年間合計	2.25月〔2.25月〕	2.30月〔2.30月〕	2.30月〔2.30月〕

※ 平成29年12月の増額分は、条例改正後に支給

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)									
職員の区分	職務の級	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
再任用職員	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	

行政職給料表(1)									
職員の区分	職務の級	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
再任用職員	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	

		現 行										改 正										後									
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900									
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400									
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000									
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900									
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400									
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700									
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200									
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700									
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400									
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000									
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700									
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100									
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400									
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600									
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000									
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800									
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800									
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700									
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500									
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400									
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200									
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000									
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900									
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700									
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200									
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700									
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300									
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900									
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200									

		現 行					改 正					後				
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500		
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700		
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900		
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200		
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500		
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700		
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900		
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700		
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500		
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300		
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900		
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		

現		行		改		正		後	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200				
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400				

現		行		改		正		後	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	245,600	293,000	340,300	379,000
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	246,100	293,400	340,700	379,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	246,400	293,700	341,200	379,900
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	246,800	294,100	341,600	380,300
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	247,100	294,200	341,800	380,600
94		294,000	341,800				294,400	342,200	
95		294,400	342,300				294,800	342,700	
96		294,800	342,700				295,200	343,100	
97		295,000	342,800				295,400	343,200	
98		295,300	343,300				295,700	343,700	
99		295,700	343,700				296,100	344,100	
100		296,100	344,000				296,500	344,400	
101		296,300	344,300				296,700	344,700	
102		296,600	344,700				297,000	345,100	
103		297,000	345,100				297,400	345,500	
104		297,300	345,500				297,700	345,900	
105		297,500	346,000				297,900	346,400	
106		297,800	346,400				298,200	346,800	
107		298,200	346,800				298,600	347,200	
108		298,500	347,200				298,900	347,600	
109		298,700	347,700				299,100	348,100	
110		299,100	348,100				299,500	348,500	
111		299,500	348,400				299,900	348,800	
112		299,800	348,700				300,200	349,100	
113		299,900	349,200				300,300	349,600	
114		300,200					300,600		
115		300,500					300,900		
116		300,900					301,300		
117		301,100					301,500		

現			行			改			正			後		
118	301,300					118	301,700							
119	301,600					119	302,000							
120	301,900					120	302,300							
121	302,300					121	302,700							
122	302,500					122	302,900							
123	302,800					123	303,200							
124	303,100					124	303,500							
125	303,400					125	303,800							
再任用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	

第2条 (平成30年4月1日施行)

現			行			改			正			後													
(期末手当)	<p>第16条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の7までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の7においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第9条の2第3項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(職務の級が7級である職員(第16条の8)において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号</p>																								

現 行	改 正 後
<p>職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以

下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第15号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第3条の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第3条の規定による給与を含む。)の内払とみなす。

議第93号資料

平成29年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	506				506	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 506
	介護保険特別会計繰出金	419				419	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 419
	後期高齢者医療特別会計繰出金	211				211	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 211
	3 款 計	1,136				1,136	
8 土木費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	194				194	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 194
	8 款 計	194				194	
款 合 計		1,330				1,330	
各款職員等人件費		16,111	22		51	16,038	□給与改定による ・一般職給 2,354 ・職員手当等 11,728 ・共済費 2,029 (財源) ・国庫補助金 15 ・県補助金 7 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 51
補 正 額		17,441	22		51	17,368	一般財源 ・繰越金 17,368
補正前の額		21,942,339	6,133,505	910,900	1,384,344	13,513,590	
合 計		21,959,780	6,133,527	910,900	1,384,395	13,530,958	

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 繰入金	一般会計繰入金	681,794	506	682,300	給与改定に伴う増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	781,794	506	782,300	
その他		8,206,554	0	8,206,554	
歳入合計		8,988,348	506	8,988,854	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	91,998	506	92,504	給与改定に伴う増額
	その他	18,931	0	18,931	
	計	110,929	506	111,435	
その他		8,877,419	0	8,877,419	
歳出合計		8,988,348	506	8,988,854	

議第95号資料

平成29年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第4号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,088,932	61	1,088,993	給与改定に伴う増額
	その他	86,328	0	86,328	
	計	1,175,260	61	1,175,321	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	48,412	103	48,515	給与改定に伴う増額
	その他	1,507,636	0	1,507,636	
	計	1,556,048	103	1,556,151	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	24,206	51	24,257	給与改定に伴う増額
	その他	811,072	0	811,072	
	計	835,278	51	835,329	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	49,387	368	49,755	給与改定に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	24,207	51	24,258	給与改定に伴う増額
	その他	807,839	0	807,839	
	計	881,433	419	881,852	
その他		1,890,355	0	1,890,355	
歳入合計		6,338,374	634	6,339,008	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	94,048	634	94,682	給与改定に伴う増額 介護保険係職員分 368 地域包括支援センター職員 分 266
	その他	57,178	0	57,178	
	計	151,226	634	151,860	
その他		6,187,148	0	6,187,148	
歳出合計		6,338,374	634	6,339,008	

3号補正後の介護保険特別会計予算は6,364,745千円で、その内訳は、保険事業勘定6,338,374千円、介護サービス事業勘定26,371千円となります。

今回の4号補正により、保険事業勘定を634千円増額しますので、4号補正後介護保険特別会計予算は6,365,379千円となります。

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	38,225	211	38,436	給与改定に伴う増額
	その他	198,623	0	198,623	
	計	236,848	211	237,059	
6款 諸収入	雑入	7,703	48	7,751	派遣職員の給与改定に伴う増額
	その他	19,563	0	19,563	
	計	27,266	48	27,314	
その他		502,914	0	502,914	
歳入合計		767,028	259	767,287	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	41,590	259	41,849	給与改定に伴う増額 高齢者医療係職員分 211 派遣職員分 48
	その他	4,093	0	4,093	
	計	45,683	259	45,942	
その他		721,345	0	721,345	
歳出合計		767,028	259	767,287	

議第97号資料

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	169,389	194	169,583	給与改定に伴う増額
その他		373,750	0	373,750	
歳入合計		543,139	194	543,333	

【歳出】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	80,520	194	80,714	給与改定に伴う増額
その他		462,619	0	462,619	
歳出合計		543,139	194	543,333	